

千葉県環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十六日

千葉県知事 堂 本 暁 子

千葉県条例第十七号

千葉県環境保全条例の一部を改正する条例

千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「自動車交通公害に関する措置（第五十五条・第五十六条）」を「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための措置（第五十五条 第五十六条の九）」に改める。

第五条の見出しを「（自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策）」に改め、同条中「環境への負荷」を「自動車（原動機を搭載する自転車を含む。以下この条及び第三章第四節において同じ。）の使用に伴う環境への負荷（排出ガスに含まれる窒素酸化物、粒子状物質等による大気汚染、騒音及び振動の発生並びに地球温暖化の要因となる温室効果ガスの発生をいう。以下この条及び第三章第四節において同じ。）」に、「公害を防止する」を「環境への負荷の低減を図る」に改め、同条に次の二項を加える。

2 知事は、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するための施策を総合的かつ体系的に推進するための長期的な計画を策定するものとする。

3 知事は、自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物及び粒子状物質により常に著しい大気汚染が発生している地域があるときは、当該地域を指定し、道路の管理者等と連携して当該地域の大気汚染を解消するための措置に関する計画を策定し、及び必要な対策を講ずるものとする。

第十九条第二項中「千葉県環境審議会」の下に「（以下「審議会」という。）」を加える。

第二十条第三項、第三十八条第二項及び第四十一条第四項中「千葉県環境審議会」を「審議会」に改める。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

（指針の制定）

第五十五条 知事は、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針を定め、これを公表するものとする。

2 知事は、前項の指針を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（自動車環境管理計画書の作成及び提出等）

第五十五条の二 県内の事業所における自動車の使用台数が規則で定める規模以上の事業者（以下この節において「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該特定事業者が行う自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するための事項を記載した計画書（以下この節において「自動車環境管理計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 自動車環境管理計画書に記載する事項は、前条第一項の指針に基づくものでなければならぬ。

3 特定事業者は、自動車環境管理計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、特定事業者の規模を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければな

らない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(実績報告書の作成及び提出)

第五十五条の三 特定事業者は、毎事業年度、規則で定めるところにより、自動車環境管理計画書に記載された事項に係る当該事業年度の前事業年度の実績を記載した報告書(次条において「実績報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(勧告及び命令)

第五十五条の四 知事は、正当な理由がなくて自動車環境管理計画書若しくは実績報告書を提出しない特定事業者又はその内容(第五十五条の二第三項の規定による届出に係る自動車環境管理計画書の変更の内容を含む。)が第五十五条第一項の指針に照らして不十分であると認められる特定事業者があるときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、自動車環境管理計画書若しくは実績報告書を提出すべき旨又はその内容を改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかったときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(自動車環境管理者の選任)

第五十五条の五 特定事業者は、次の各号に掲げる職務を行わせるため、自動車環境管理者を選任しなければならない。

一 自動車環境管理計画書に記載された事項の実施状況の把握

二 自動車環境管理計画書に記載された事項について、自動車の運行等に従事する者への指導及び助言

三 前各号に掲げるもののほか、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するために必要な業務

2 特定事業者は、前項の規定により自動車環境管理者を選任したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(特定事業者以外の自動車の使用者等が執るべき措置)

第五十五条の六 特定事業者以外の自動車(ブルドーザー等の建設機械、フォークリフト等の産業機械及び農耕用トラクター等の農業機械であるものを含む。)の使用者又は運転者は、第五十五条第一項の指針に基づき当該自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(自動車の使用抑制及び低公害車の利用)

第五十六条 何人も、事業、日常生活その他の活動において、自動車を効率的に使用し、又は公共交通機関を利用する等により自動車の使用を抑制するよう努めるとともに、自動車を購入し、又は使用する場合は、低公害車(窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。以下この節において同じ。)を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

(低公害車の導入義務)

第五十六条の二 規則で定める規模以上の特定事業者は、当該特定事業者が使用する自動車の台数に対する低公害車の台数の割合を規則で定める割合以上としなければならない

い。

2 知事は、正当な理由がなくて前項の規定に違反して低公害車の導入を怠った特定事業者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（低燃費車の導入）

第五十六条の三 自動車を購入し、又は使用する者は、前二条に規定するもののほか、低燃費車（燃料の消費量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。以下この節において同じ。）を購入し、又は使用するよう努めなければならない。ただし、低公害車を購入し、又は使用する場合において、やむを得ない理由により低燃費車を購入することが困難なときその他自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るために支障がないと知事が認めるときは、この限りでない。

（自動車販売業者の義務等）

第五十六条の四 過去に道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条の規定による登録を受けていない自動車（以下この項において「新車」という。）を販売することを業としている者（次項において「自動車販売業者」という。）は、前三条の規定による低公害車又は低燃費車の導入その他この節に規定する義務に対して協力するとともに、その販売する新車の排出ガスの量、騒音の大きさその他規則で定める事項を記載した書面等を当該事業所に備え置くとともに、当該新車を購入しようとする者に対し、当該書面等を交付し、当該事項について説明しなければならない。

2 知事は、自動車販売業者に対し、低公害車及び低燃費車の販売実績について報告を求めることができる。

3 知事は、第一項に規定する者に対し、同項の規定を遵守して同項に規定する業務を実施するために必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

（自動車製造業者の義務）

第五十六条の五 自動車を製造する者は、低公害車及び低燃費車の開発に努めなければならない。

（自動車の駐停車時の義務）

第五十六条の六 自動車を運転する者は、自動車を駐車し、又は停車するときは、当該自動車の原動機を速やかに停止させなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車を停車する場合その他同法の規定により自動車を停車する場合

二 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停車する場合

三 人を乗せ、又は降ろすために自動車を停車する場合

四 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の当該自動車に搭載された附属装置（自動車の運転者室又は客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合

五 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項各号に掲げる自動車が当該緊急用務に使用されている場合

六 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合

2 自動車を使用する事業者は、その管理する自動車の運転者が前項の規定を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

3 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者が駐車時に自動車の原動機を停止するよう周知しなければならない。

4 冷蔵等のための装置を有する貨物自動車の貨物の積卸しをする施設の設置者は、当該貨物自動車に積卸しのために停車した場合において、当該貨物自動車の原動機を稼働させない状態で当該貨物自動車の冷蔵等のための装置を稼働させるための外部電源設備を設置するよう努めなければならない。

5 知事は、前各項に規定する者に対し、それぞれ当該各項の規定を遵守して当該各項に規定する行為又は業務を実施するために必要な助言、指導又は勧告をすることができる。（自動車の整備）

第五十六条の七 自動車を使用する者は、当該自動車を適正に整備し、及び適切な運転をすることにより、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 自動車の整備を業とする者は、自動車の整備を行うときは、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減させるために当該自動車に備え付けられた装置を点検し、その結果を当該自動車の整備を依頼した者に対して説明するとともに、当該自動車の適正な管理について助言を行うよう努めなければならない。（報告の徴収）

第五十六条の八 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、自動車環境管理計画書に記載された内容の状況又は低公害車の導入の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

（立入検査）
第五十六条の九 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定事業者の事業所又は自動車の所在する場所に立ち入り、自動車、自動車検査証、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十七条中「第三章」の下に「(第四節を除く。)」を加える。

第六十九条の次に次の一条を加える。

第六十九条の二 第五十五条の四第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十条を次のように改める。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項又は第五十五条の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十五条の二第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした自動車環境管理計画書を提出をした者

三 第五十五条の三の規定による実績報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした実績報告書を提出した者

第七十一条第四号中「又は第五十三条」を「第五十三条又は第五十六条の八」に改め、同

条第五号中「又は第五十四条第一項」を「第五十四条第一項又は第五十六条の九第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。